比企広域市町村圏組合建設事業委託最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、比企広域市町村圏組合が発注する建設工事に係る業務委託の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)を執行するに当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項(令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用対象業務)

第2条 この要綱は、建設工事に係る設計、調査及び測量等の業務委託で設計金額が 500万円以上の競争入札のうち、管理者が必要と認める業務委託(以下「対象業 務」という。)に適用する。ただし、総合評価方式による入札及び単価契約による入 札は除く。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格を設ける場合の基準となる価格(以下「基準価格」という。)は、 次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格(消費税及び地方消費 税相当額を除く。以下同じ。)の算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の 合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格の10分の6に満たないときは予 定価格に10分の6を乗じて得た額を、予定価格の10分の8を超えるときは予定 価格に10分の8を乗じて得た額を基準価格とする。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の 額	測量調査費の 額	諸経費の額に 10分の4.8を乗 じて得た額	_
建築関係の建 設コンサルタ ント業務	直接人件費の 額	特別経費の額	技術料等経費 の額に10分の6 を乗じて得た 額	諸経費の額に 10分の6を乗じ て得た額
土木関係の建 設コンサルタ ント業務	直接人件費の 額	直接経費の額	その他原価の 額に 10 分の 9 を乗じて得た 額	一般管理費等 の額に10分の 4.8を乗じて得 た額

	直接人件費の 額	直接経費の額	技術経費の額 に 10 分の 6 を 乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じ て得た額
地質調査業務	直接人件費の 額	間接調査費の 額に 10 分の 9 を乗じて得た 額	解析調査業務 費の額に 10 分 の8を乗じて得 た額	諸経費の額に 10分の4.5を乗 じて得た額
補償関係コン サルタント業 務	直接人件費の 額	直接経費の額	その他原価の 額に 10 分の 9 を乗じて得た 額	一般管理費等 の額に 10 分の 4.5 を乗じて得 た額
	直接人件費の 額	直接経費の額	技術経費の額 に 10 分の 6 を 乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じ て得た額

- 2 前項の表のうち、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務にあっては、使用する積算基準書等の体系により上段又は下段を使い分ける ものとする。
- 3 最低制限価格は、前2項により算出した基準価格の1,000円未満の端数を切り捨てて得た額とする。

(最低制限価格の特例)

第4条 特別なものについては、前条第1項の規定にかかわらず、対象業務ごとに1 0分の6から10分の8までの範囲内で管理者が定める割合を予定価格に乗じて得 た額を基準価格とする。

(最低制限価格の記載)

第5条 対象業務に係る最低制限価格を設定したときは、予定価格書に記載するもの とする。

(入札参加者への周知)

第6条 この要綱の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告及 び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者としないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、令第167条の10第2項(令第167条の13により準用する場合を含む。)

- の規定により当該入札をした者を落札者としない旨を告げるものとする。
- 2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。
- 3 入札執行者は、第1項の場合において、最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札者に対して落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(比企広域市町村圏組合建設工事に係る業務委託最低制限価格制度試行要綱の廃止)

2 比企広域市町村圏組合建設工事に係る業務委託最低制限価格制度試行要綱(平成 24年4月20日決裁)は、廃止する。